



茨城県報

第 1965 号

平成20年 4 月 3 日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2
- 茨城県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 5
- 茨城県農業協同組合検査規則及び茨城県水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則
(農業経済課) 5

告 示

- 医療機関及び施術機関の指定、廃止及び変更 (福祉指導課) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 7
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿福祉課) 8
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 8
- 指定居宅サービス事業者の変更 (長寿福祉課) 9
- 指定居宅介護支援事業者の変更 (長寿福祉課) 9
- 指定介護予防サービス事業者の変更 (長寿福祉課) 10
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課) 10
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (障害福祉課) 11
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (10 件) (中小企業課) 15
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) 24
- 茨城県林業労働力の確保の促進に関する基本計画 (林政課) 24
- 保安林の指定の解除の予定 (3 件) (林業課) 29
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (林業課) 30
- 県営土地改良事業の工事の完了 (2 件) (農村計画課) 34
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 34
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計第一課) 34
- 更正換地処分届出 (土地改良事務所) 35

(公 安 委 員 会)

- 少年指導委員の委嘱 35

公 告

- 平成20年度調理師試験の実施 (生活衛生課) 39
- 平成20年度製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) 42

●県営土地改良事業計画 (2 件) (農村計画課)	45
●基本測量の終了 (2 件) (用地課)	45
●公共測量の終了 (3 件) (用地課)	46
●新住宅市街地開発事業の工事完了の届出 (都市整備課)	46
●開発行為の工事完了 (10件) (建築指導課)	47
●物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示 (会計第二課)	49
正 誤	
●平成18年 2 月 2 日付け茨城県報第1744号付録中.....	51
●平成18年 3 月 2 日付け茨城県報第1752号付録中.....	51

規 則

茨城県規則第46号

茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県調理師法施行細則 (昭和37年茨城県規則第24号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように定める。

(名簿の訂正及び免許証の書換え交付の申請書の様式)

第 4 条 政令第11条第 2 項又は政令第13条第 2 項の申請書は、調理師名簿訂正 (調理師免許証書換え交付) 申請書 (様式第 5 号) によるものとする。

第 6 条を削る。

第 7 条中「様式第 8 号」を「様式第 7 号」に改め、同条を第 6 条とする。

様式第 1 号裏面中「又は」を「中等教育学校若しくは」に、「卒業証明書又は」を「卒業証明書若しくは」に改め、「卒業証書の原本を持参すること。）」の次に「又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類」を加える。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

(表)

調理師名簿訂正 (調理師免許証書換え交付) 申請書

		年 月 日	
茨城県知事 殿			
		住 所	
		(ふりがな)	
		氏 名 ⑩	
		年 月 日生	
		電話番号 ()	
調理師名簿登録番号		第	号
調理師名簿登録年月日		年 月 日	
次のとおり調理師名簿の登録事項 (調理師免許証の記載事項) を変更しましたので、調理師名簿の訂正 (調理師免許証書の書換え交付) を申請します。			
変 更 事 項	氏 名	新	
		旧	
	本 籍 地 (都道府 県名又は 国籍)	新	
		旧	
	そ の 他	新	
		旧	
変 更 期 日		年 月 日	
理 由		〔該当するものを○印で囲み、その他の場合には、その内容を () 内に簡明に 記載してください。〕	
		婚 姻・離 婚・養子縁組・その他 ()	

添付書類 1 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。) 又は外国人登録証明書の写し

2 調理師免許証 (調理師名簿の訂正のみを申請する場合を除く。)

注 意 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名をしてください。

2 本籍地は、都道府県名だけ記入してください。

なお、外国籍の方は、その国籍を記入してください。

3 手数料 (茨城県収入証紙) は、裏面のはり付け欄にはり付けてください。

なお、消印はしないでください。

(裏)

[茨城県収入証紙はり付け欄]

証 紙	1		6		11
	2		7		12
	3		8		13
	4		9		14
	5		10		15

様式第 7 号を削る。

様式第 8 号表面中「(第 7 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 7 号とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第47号

茨城県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県製菓衛生師法施行細則（昭和42年茨城県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号裏面中

「(3) 時計（携帯電話等での代用は不可）

2 当日は、 時 分までに試験場においでください。

3 受験票は、試験中係員の見やすいように机の上に置いてください。 を

なお、机の上には係員の配布したもの及び筆記用具以外のものは置かないでください。

4 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。」

「(3) 時計（携帯電話等での代用は不可）

(4) 上履き

(5) 下履きを入れるビニール袋等

2 当日は、 時 分までに試験場においでください。

なお、試験場には使用できる駐車場がありませんので、自動車、バイク、自転車等での
来場は御遠慮ください。 に、

3 試験室には係員の指示があるまで入室はできません。

試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

4 受験票は、試験中係員の見やすいように机の上に置いてください。

なお、机の上には係員の配布したもの及び筆記用具以外のものは置かないでください。」

「又は」を「、中等教育学校若しくは」に、「卒業証明書又は」を「卒業証明書若しくは」に改め、「持参すること。）」
の次に「又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第48号

茨城県農業協同組合検査規則及び茨城県水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業協同組合検査規則及び茨城県水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則

(茨城県農業協同組合検査規則の一部改正)

第 1 条 茨城県農業協同組合検査規則（昭和44年茨城県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び別記様式中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

(平成14年法律第32号) 第 8 条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第14条」に改める。

(茨城県水産業協同組合検査規則の一部改正)

第 2 条 茨城県水産業協同組合検査規則 (平成 4 年茨城県規則第84号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び別記様式中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (平成14年法律第32号) 第 8 条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号) 第14条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第501号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (同法第55条において準用する場合を含む。) の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び変更等の届け出があったので、同法第55条の 2 の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
1710839 秋田医院	取手市櫛木890	内科・小児科	秋田 襄	平成20年 2月2日	廃止
1711225 秋田医院	取手市櫛木890	内科・小児科・産婦 人科	秋田 敏行	平成20年 2月3日	指定
0640437 アリス調剤薬局	筑西市玉戸1049- 2	調剤	株式会社 ひか り	平成20年 1月31日	廃止
0640700 アリス調剤薬局	筑西市玉戸1049- 2	調剤	株式会社 マイ ドラッグ	平成20年 2月1日	指定
2940314 パルム薬局 はさき店	神栖市土合本町 1 - 9082- 5 B棟	調剤	有限会社 パル ム	平成20年 1月31日	廃止
2940413 パルム薬局 はさき店	神栖市土合本町 1 - 9082- 5 B棟	調剤	株式会社 アス カム	平成20年 2月1日	指定
0114512 岡野眼科医院	水戸市吉沢町1078- 2	眼科	岡野 正	平成20年 2月15日	指定
0710632 医療法人アスムス 生き いき診療所	結城市大字結城9144- 1	内科・外科・整形外 科・皮膚科	医療法人 アス ムス	平成20年 2月19日	指定
1010495 加倉井皮膚科クリニック	下妻市小島905- 1	皮膚科	加倉井 真樹	平成20年 2月14日	指定
1490027 医療法人愛正会 安良川 訪問看護ステーション	高萩市大字安良川字町後963 - 8	訪問看護	医療法人 愛正 会	平成20年 2月12日	指定
2012482 筑波ヘルスケアクリニッ ク	つくば市竹園 1 - 4 - 1	内科・呼吸器科	蒲原 一之	平成20年 2月20日	指定
2012474 さくま皮膚科クリニック	つくば市研究学園D- 14- 15	皮膚科	佐久間 満里子	平成20年 2月15日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
2031769 医療法人社団朋友 西川 歯科	つくば市大角豆1698	歯科・小児歯科・矯正 歯科・歯科口腔外 科	医療法人社団 朋友	平成20年 2月19日	指定
2310209 医療法人社団同仁会 常 南医院	潮来市辻字横田483－ 5	内科	医療法人社団 同仁会	平成20年 2月14日	指定
0142756 あけぼの薬局イオン水戸 内原店	水戸市中原町字西135	調剤	有限会社 あけ ぼの	平成19年 10月18日	指定
1140429 のぎさき薬局水海道店	常総市水海道山田町1544－ 1	調剤	斎藤 みゆき	平成20年 2月15日	指定
1040280 いちょう薬局 下妻店	下妻市小島905－ 4	調剤	有限会社 さん わ薬局	平成20年 2月15日	指定
0241293 桜川薬局	日立市桜川町 2－25－17	調剤	株式会社 ヘル スプランナー	平成19年 11月30日	廃止
4310801 医療法人茨城愛心会 三 和記念クリニック	古河市東山田4187－ 2	内科・消化器科・外 科・整形外科・皮膚 科・肛門科・リハビ リテーション科・放 射線科	医療法人 茨城 愛心会	平成19年 6月30日	廃止
0130506 笹島歯科医院	水戸市元山町 1－ 1－58	歯科	笹島 光男	平成20年 3月10日	廃止
2012409 筑波ヘルスケアクリニッ ク	つくば市竹園 1－ 4－ 1	内科・呼吸器科・循 環器科	医療法人八千代 会 八千代病院	平成20年 1月 8 日	変更
686 イワマ接骨日立院	日立市平和町 2－ 7－ 3	柔道整復	岩間 智也	平成20年 4月 1 日	変更
541 根本接骨院	土浦市神立中央 1－16－10	柔道整復	根本 康則	平成14年 7月 1 日	変更

茨城県告示第502号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

介 護 保 険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0861490027	医療法人 愛 正会	金 川 卓 郎	茨城県日立市 田尻町 3－24 － 1	安良川訪問看 護ステーション	茨城県高萩市 安良川963－ 8	平成20年 2月 1 日	訪問看護
0870103173	社会福祉法人 永寿会	小 又 好 弼	茨城県常陸大 宮市泉497－ 1	訪問介護ステ ーションドル フィン水戸	茨城県水戸市 石川 2－4065 － 5 ネクス ト水戸店内	平成20年 2月 1 日	訪問介護
0871700597	デンタルサポ ート 株式会 社	寒 竹 郁 夫	千葉県千葉市 美浜区中瀬 1 － 3 幕張テ クノガーデン D－17	デンタルサポ ート介護事業 部 取手事業 所	茨城県取手市 井野台 4－17 －24 ウェル ライフガーデ ン取手	平成20年 2月 1 日	訪問介護
0872001730	株式会社 さ くら	村 野 芳 江	茨城県つくば 市栗原815－ 1	さくら介護サ ービス	茨城県つくば 市栗原815－ 1	平成20年 2月25日	訪問介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0872101233	株式会社 や まだ	山 田 裕 子	茨城県ひたち なか市阿字ヶ 浦町1385－1	デイサービス 原のおうち	茨城県ひたち なか市阿字ヶ 浦町1385－1	平成20年 2月7日	通所介護
0875100208	株式会社 あ おぞら	仁 平 和 三	茨城県桜川市 犬田778－10	あさひデイサ ービスセンタ ー	茨城県桜川市 犬田778－10	平成20年 2月15日	通所介護
0872800149	高野歯科クリ ニック	高 野 英 治	茨城県坂東市 矢作1908－5, 6	高野歯科クリ ニック	茨城県坂東市 矢作1908－5, 6	平成20年 2月1日	居宅療養 管理指導

茨城県告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成20年 4月 3日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0871700597	デンタルサポ ート 株式会 社	寒 竹 郁 夫	千葉県千葉市 美浜区中瀬1 －3 幕張テ クノガーデン D－17	デンタルサポ ート介護事業 取手事業 所	茨城県取手市 井野台4－17 －24 ウェル ライフガーデ ン取手	平成20年 2月1日	居宅介護 支援
0872800156	岩井農業協同 組合	石 塚 馨	茨城県坂東市 岩井2229	岩井農業協同 組合居宅介護 支援事業所	茨城県坂東市 岩井2229	平成20年 2月1日	居宅介護 支援
0875100190	株式会社 あ おぞら	仁 平 和 三	茨城県桜川市 犬田778－10	あさひ居宅介 護支援事業所	茨城県桜川市 犬田778－10	平成20年 2月1日	居宅介護 支援

茨城県告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成20年 4月 3日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0861490027	医療法人 愛 正会	金 川 卓 郎	茨城県日立市 田尻町3－24 －1	安良川訪問看 護ステーショ ン	茨城県高萩市 安良川963－ 8	平成20年 2月1日	介護予防 訪問看護
0870103173	社会福祉法人 永寿会	小 又 好 弼	茨城県常陸大 宮市泉497－ 1	訪問介護ステ ーションドル フィン水戸	茨城県水戸市 石川2－4065 －5 ネクス ト水戸店内	平成20年 2月1日	介護予防 訪問介護
0871500260	有限会社 相 想	太 田 和 子	茨城県北茨城 市磯原町木皿 572－2	デイサービス それぞれ	茨城県北茨城 市磯原町木皿 572－2	平成20年 2月14日	介護予防 通所介護
0871700597	デンタルサポ ート 株式会 社	寒 竹 郁 夫	千葉県千葉市 美浜区中瀬1 －3 幕張テ クノガーデン D－17	デンタルサポ ート介護事業 取手事業 所	茨城県取手市 井野台4－17 －24 ウェル ライフガーデ ン取手	平成20年 2月1日	介護予防 訪問介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0872101233	株式会社 や まだ	山 田 裕 子	茨城県ひたち なか市阿字ケ 浦町1385－1	デイサービス 原のおうち	茨城県ひたち なか市阿字ケ 浦町1385－1	平成20年 2月7日	介護予防 通所介護
0875100208	株式会社 あ おぞら	仁 平 和 三	茨城県桜川市 犬田778－10	あさひデイサ ービスセンタ ー	茨城県桜川市 犬田778－10	平成20年 2月15日	介護予防 通所介護
0872800149	高野歯科クリ ニック	高 野 英 治	茨城県坂東市 矢作1908－5, 6	高野歯科クリ ニック	茨城県坂東市 矢作1908－5, 6	平成20年 2月1日	介護予防 居宅療養 管理指導

茨城県告示第505号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成20年 4月 3日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類	変更内容	変 更 年月日
0871900411	社会福祉法人 河 内厚生会	福祉用具貸与事業 所あじさい苑	稲敷郡河内町生 板8907	福祉用具貸 与	事業所の名称 (旧名称：介護 サービスひだま り福祉用具貸与 事業所)	平成20年 1月1日
0871900411	社会福祉法人 河 内厚生会	福祉用具貸与事業 所あじさい苑	稲敷郡河内町生 板8907	福祉用具貸 与	事業所の所在地 (旧所在地：稲 敷市高田沖2817 －2)	平成20年 1月1日
0871900411	社会福祉法人 河 内厚生会	福祉用具貸与事業 所あじさい苑	稲敷郡河内町生 板8907	特定福祉用 具販売	事業所の名称 (旧名称：介護 サービスひだま り福祉用具貸与 事業所)	平成20年 1月1日
0871900411	社会福祉法人 河 内厚生会	福祉用具貸与事業 所あじさい苑	稲敷郡河内町生 板8907	特定福祉用 具販売	事業所の所在地 (旧所在地：稲 敷市高田沖2817 －2)	平成20年 1月1日
0870101763	有限会社 アサミ	アサミ園 デイサ ービス	水戸市住吉町60	通所介護	事業所の所在地 (旧所在地：水 戸市住吉町334 －8)	平成20年 2月1日
0872100813	有限会社 フォレ スト治療院	リハビリホーム勝 田	ひたちなか市東 石川2714	通所介護	事業所の所在地 (旧所在地：ひ たちなか市高場 1160)	平成20年 2月1日
0873700405	株式会社 工房利 匠	株式会社 工房利 匠	常陸大宮市小野 895	福祉用具貸 与	事業所の所在地 (旧所在地：常 陸大宮市小舟 964－2)	平成20年 2月1日

茨城県告示第506号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	変更内容	変 更 年月日
0872101191	有限会社 フォレスト治療院	リハビリホーム勝田 居宅介護支援事業所	ひたちなか市東石川2714	居宅介護支援	事業所の所在地 (旧所在地：ひたちなか市高場1160)	平成20年 2月1日
0871400347	医療法人 愛正会	やすらぎの丘温泉病院居宅介護支援事業所	高萩市安良川963-8	居宅介護支援	事業所の所在地、 事業所番号 (旧所在地：高萩市下手綱1951-6、旧事業所 番号：0811410026)	平成20年 2月1日

茨城県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	変更内容	変 更 年月日
0871900411	社会福祉法人 河内厚生会	福祉用具貸与事業所あじさい苑	稲敷郡河内町生板8907	介護予防福祉用具貸与	事業所の名称 (旧名称：介護サービスひだまり福祉用具貸与事業所)	平成20年 1月1日
0871900411	社会福祉法人 河内厚生会	福祉用具貸与事業所あじさい苑	稲敷郡河内町生板8907	介護予防福祉用具貸与	事業所の所在地 (旧所在地：稲敷市高田沖2817-2)	平成20年 1月1日
0871900411	社会福祉法人 河内厚生会	福祉用具貸与事業所あじさい苑	稲敷郡河内町生板8907	特定介護予防福祉用具販売	事業所の名称 (旧名称：介護サービスひだまり福祉用具貸与事業所)	平成20年 1月1日
0871900411	社会福祉法人 河内厚生会	福祉用具貸与事業所あじさい苑	稲敷郡河内町生板8907	特定介護予防福祉用具販売	事業所の所在地 (旧所在地：稲敷市高田沖2817-2)	平成20年 1月1日
0872100813	有限会社 フォレスト治療院	リハビリホーム勝田	ひたちなか市東石川2714	介護予防通所介護	事業所の所在地 (旧所在地：ひたちなか市高場1160)	平成20年 2月1日

茨城県告示第508号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810100461	もちの木作業所	茨城県水戸市田島町133	社会福祉法人 木屋会	茨城県笠間市鯉淵 6266-185	平成20年 4月1日	生活介護 就労移行支援

茨城県告示第509号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810100768	くれよん工房	茨城県水戸市酒門町3291-1	社会福祉法人 くれよん	茨城県水戸市酒門町3291-1	平成20年 4月1日	就労移行支援

茨城県告示第510号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0822500138	御前山ホーム	茨城県常陸大宮市下伊勢畑1177-3	社会福祉法人 慈徳会	茨城県常陸大宮市 国長993	平成20年 4月1日	共同生活介護

茨城県告示第511号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811600121	茨城県立リハビリテーションセンター	茨城県笠間市鯉淵6528-2	茨城県	茨城県水戸市笠原町978-6	平成20年 4月1日	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（B型） 施設入所支援

茨城県告示第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 土浦都市開発株式会社

代表取締役 中 川 清

土浦市大和町 9 番 1 号

(2) 日下部 清 臣

東京都江東区木場 3-16-2-607

(3) 島 田 す い

土浦市下高津 1-8-11

(4) 菊 地 す い

土浦市大和町 9-1-1407

(5) つかさ商業協同組合

理事長 山 本 治 男

土浦市大和町 5-1

(6) 蝦 原 義 亮

土浦市中高津 2-12-33

(7) 蝦原 由郎

土浦市田中 1-6-14

(8) 蝦 原 喜久子

土浦市田中 1-6-14

(9) 福 見 善三郎

土浦市小岩田東 1-20-48

(10) 福 見 和 子

土浦市小岩田東 1-20-48

(11) 福 見 昌 久

土浦市小岩田東 1-20-48

(12) 藤 田 延

土浦市永国東町 5-8

(13) 川 村 清

土浦市東都和 15-8

(14) 図 司 志津江

土浦市蓮河原新町 4-12

(15) 秦 勝

土浦市東崎町 14-29

- (16) 土浦駅前商業協同組合
代表理事 鈴 木 親 雄
土浦市大和町 5－14
- (17) 山 本 き み
土浦市東崎町11－17
- (18) 鈴 木 照 子
土浦市港町 3－28－6
- (19) 鈴 木 義 孝
土浦市港町 3－28－6
- (20) 野 田 は ま
土浦市大和町 8－6
- (21) 新 谷 武 彦
土浦市永国東町30－13
- (22) 堀 越 昭
土浦市桜ヶ丘町11－13
- (23) 助 川 弘 之
土浦市桜ヶ丘町47－1
- (24) 助 川 美佐子
東京都小金井市東町 1－14－24
- (25) 福 見 宗 久
土浦市港町 3－27－6
- (26) 福 見 明 美
土浦市港町 3－27－6
- (27) 福 見 英 治
土浦市大和町 9－1－1405
- (28) 福 見 裕 子
土浦市大和町 9－1－1405
- (29) 株式会社共栄堂
代表取締役社長 鈴 木 義 孝
土浦市下高津 1－1－18
- (30) 尾 形 省 三
土浦市大和町 9－1
- (31) 尾 形 洋 子
土浦市中央 1－3－15
- (32) 石 塚 邦 夫
土浦市港町 3－5－2
- (33) 木 村 実
土浦市港町 3－17－7
- (34) 株式会社小松屋
代表取締役社長 木 村 芳 弘

土浦市蓮河原新町 9-5

(35) 株式会社塚本カバン店

代表取締役社長 塚 本 幸 夫

土浦市桜町 3-1-18

(36) 大 塚 敏 夫

土浦市大和町 9-1

(37) 株式会社久月総本舗

代表取締役 横 山 和 裕

土浦市東真鍋町10-4

(38) 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 亀 井 淳

東京都千代田区二番町 8 番地 8

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウララビル

土浦市大和町 1 番

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社久月総本舗	土浦市東真鍋町10-4	横 山 雄 二	退店
株式会社小松屋	土浦市蓮河原新町 9-5	木 村 芳 弘	退店
有限会社つかさ調剤	土浦市港町 1-7-3	栗 林 聡 子	退店
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎 1-6-1	辻 信太郎	退店
株式会社デンソー東京	東京都渋谷区松濤 2-15-13	津 山 隆 三	退店
株式会社ジュエルベリテオオクボ	東京都渋谷区渋谷 1-13-9	大久保 仁 雄	名称 代表者名
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-14-9	嘉 悦 研 二	代表者名
株式会社三起商工	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 1-1	木 村 皓 一	代表者名

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社ベリテ	東京都渋谷区渋谷 1-13-9	幾 留 正 廣	
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-14-9	高 荷 隆	
株式会社三起商工	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 1-1	木 村 久 一	

(3) 変更の年月日

平成20年 2 月28日

(4) 変更する理由

入店・退店、氏名及び住所の変更のため

3 届出年月日

平成20年 3 月14日

茨城県告示第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

カスミ鮎川店

日立市鮎川町四丁目 1 番 8 号

(2) 届出の概要**ア 届出の種類及び届出の公告日**

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成19年11月22日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

（変更後）

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1－4－14	矢 野 博 文
株式会社プレミアム	つくば市松代 1 丁目21番 8 号	松 坂 孝 治

(3) 届出年月日

平成19年11月 5 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト S C 森山

日立市森山町 5 丁目 9 番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成20年 2 月 7 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社春秋舎	日立市鹿島町 1-12-6	鵜 木 賢 剛
株式会社カメラの清水	福島県いわき市植田町中央 1 丁目 4 番地の 15	清 水 雅 昭
株式会社みよし	福島県いわき市平谷川瀬字明治町 94 番地	荒 井 孝 夫

(3) 届出年月日

平成20年 1 月 18 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第515号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ日立本店・ワンダーグー日立中央店

日立市鮎川町 1 丁目 316 番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成20年 2 月 7 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前) 株式会社ケーズデンキ

(変更後) ギガスケーズデンキ株式会社

(3) 届出年月日

平成20年 1 月23日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ日立本店・ワンダーグー日立中央店

日立市鮎川町 1 丁目316番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 2 月 7 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前) ギガスケーズデンキ株式会社

(変更後) 株式会社ケーズホールディングス

(3) 届出年月日

平成20年 1 月23日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーション日立店
日立市東滑川町 4-2263-3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成20年 2 月21日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前) ギガスケーズデンキ株式会社

(変更後) 株式会社ケーズホールディングス

(3) 届出年月日

平成20年 2 月 1 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第518号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 石岡ショッピングセンター
石岡市石岡東ノ辻2400

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成20年 1 月24日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 ■ 裕 正
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 8 月27日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,835m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 389台
 (イ) 駐輪場の収容台数 180台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 199m²
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 49m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前 9 時
 (閉店時刻) 翌午前 2 時 (一部翌午前 0 時)
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 8 時30分～翌午前 2 時30分
 (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 3 箇所
 (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 2 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成19年12月26日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
石岡市	荷物等の荷卸し時、アイドリングストップを心がける事。また、光害対策等を講じる事。	近隣住宅への自動車のエンジン音や駐車場で大きな音が出た時、空調屋外機の騒音に苦情が予想される。 土地売却等の契約の内容が明記されていないため、売買なのか、賃借なのか不明なため。借地の場合には、国土利用計画法の届出は必要ありません。
	廃棄物については、法に基づき適正に処理してください。	
	空調屋外機の騒音には、近隣住民に迷惑がかからないよう十分対策を講じること。	
	カーブミラー・街路灯が必要な場合には、申請者が設置してください。	
	屋外広告物の表示変更等がある場合には、速やかに届出ること。	
	当該区域（市街化区域）は、合計で2,000平方メートルを超える土地取引について、土地売買等の契約を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出が必要となります。 国土利用計画法第23条は、土地売買等契約を締結した日から起算して2週間以内に、土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければなりません。	

	雨水排水施設について工事完了後に、検査を行います（すでに打ち合わせ済み）。
	工事着工時期について都市計画課で示されている用途地域の変更の告示日までに着工してください。
	新設歩道の南東側に「行き止まり」であることを明示、又夜間の危険防止等の措置をお願いします。
	用途地域を工業地域から第 1 種住居地域に変更する予定です。また、その告示日は、4 月中旬を予定しています。

茨城県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック取手店

取手市戸頭字長町1299番地 4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 3 月 3 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

（変更前） 株式会社ケーズデンキ

（変更後） ギガスケーズデンキ株式会社

(3) 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック取手店

取手市戸頭字長町1299番地 4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 3 月 3 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

（変更前） ギガスケーズデンキ株式会社

（変更後） 株式会社ケーズホールディングス

(3) 届出年月日

平成20年 2 月 5 日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~  
茨城県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

取手駅ビル

取手市中央町甲813番の 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 3 月 6 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 橋 宏 平

（変更後） 篠 原 一 博

## (3) 届出年月日

平成20年 2 月18日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

取手駅ビル

取手市中央町甲813番の 2 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 3 月 6 日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 篠 原 一 博

(変更後) 代表取締役 細 川 幸 重

## (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称     | 住 所               | 代表者氏名   |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株式会社ジェーエス商事     | 千葉県松戸市松戸1181      | 橋 宏 平   |
| 株式会社サントー        | 千葉県柏市花野井712-111   | 藤 塚 哲 夫 |
| 山崎製パン株式会社       | 東京都千代田区岩本町 3-8-16 | 飯 島 延 浩 |
| 株式会社ミムロ         | 東京都狛江市和泉本町 4-4-2  | 三 室 太 平 |
| 株式会社ふじもと        | 水戸市新原 1-2-18      | 藤 田 佳 宏 |
| 株式会社丸山園         | 東京都新宿区内藤町 1       | 井ヶ田 文 一 |
| 株式会社銀座コージーコーナー  | 東京都新宿区揚場町 2-26    | 小 川 敬 三 |
| 株式会社ニュー・クイック    | 神奈川県茅ヶ崎市浜竹 3-4-43 | 清 水 富士雄 |
| 有限会社十字屋         | 猿島郡境町122          | 立 川 弘 文 |
| 株式会社三鈴          | 東京都渋谷区代々木 1-11-2  | 吉 田 忠   |
| 株式会社ジュエルベリテオオクボ | 東京都渋谷区渋谷 1-13-9   | 大久保 仁 雄 |
| 有限会社はっとり        | 栃木県宇都宮市曲師町 5-1    | 柳 田 孝   |

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                  | 代表者氏名   |
|---------------|----------------------|---------|
| 株式会社松栄        | 東京都台東区浅草橋 1-21-1     | 松 井 好 彦 |
| 株式会社すずのき      | 東京都渋谷区恵比寿 2-13-12    | 佐 藤 孝 之 |
| 株式会社東京デリカ     | 東京都葛飾区新小岩 2-12-1     | 木 山 茂 年 |
| 株式会社みれ        | 東京都台東区柳橋 1-12-10-503 | 小 塚 義 雄 |
| 株式会社リフォームサービス | 東京都豊島区目白 3-14-20     | 斉 藤 正   |
| 株式会社サンクスネイチャー | 東京都目黒区自由ヶ丘 2-3-12    | 斉 藤 光 彦 |
| 株式会社ココブランシェ   | 東京都渋谷区 3-3-10        | 田 村 恒 造 |
| 東日本キヨスク株式会社   | 東京都千代田区麴町 5-1        | 原 山 清 巳 |
| 株式会社成城石井      | 東京都世田谷区成城 6-4-13     | 石 井 良 明 |
| 株式会社アスカプランニング | 千葉県市川市市川 1-22-6      | 指 田 俊 雄 |
| 株式会社十字屋       | 東京都台東区柳橋 2-20-1 1    | 長 澤 多加生 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所                             | 代表者氏名   |
|------------------|---------------------------------|---------|
| 株式会社サントー         | 千葉県柏市花野井719-44                  | 藤 塚 哲 夫 |
| 株式会社ヴィドフランス      | 東京都千代田区岩本町 3-8-16               | 村 上 知 義 |
| 株式会社銀座コージーコーナー   | 東京都新宿区揚場町 2-26                  | 政 岡 東 馬 |
| 株式会社丸山園本店        | 東京都新宿区新宿 1-8-2                  | 井ヶ田 文 一 |
| 株式会社染野屋          | 取手市東 2-1-32                     | 小 野 篤 人 |
| 株式会社墨田きんか        | 東京都墨田区大平 1-8-1                  | 小 林 金 男 |
| 有限会社加治           | 水戸市八幡町 9-24                     | 加 治 和 行 |
| 株式会社ミズホ          | 埼玉県越谷市南越谷 5-2-4                 | 北 堀 孝 男 |
| 株式会社三鈴           | 東京都渋谷区代々木 1-11-2                | 宮 田 修 一 |
| 株式会社ベリテ          | 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-33-8           | 幾 留 正 廣 |
| 株式会社ダブリュ・アイ・システム | 東京都豊島区池袋 2-43-1 池袋青柳ビル 5 F      | 高 橋 啓 蔵 |
| 株式会社チュチュアンナ      | 東京都渋谷区神宮前 1-3-12ジブラルタ生命原宿ビル 7 F | 上 田 利 昭 |
| 株式会社カワノジャパン      | 千葉県松戸市大橋353-1                   | 河 野 和 也 |
| 株式会社ココブランシェ      | 東京都品川区東五反田 5-10-18 T K 五反田ビル602 | 田 村 恒 造 |
| 株式会社成城石井         | 神奈川県横浜市西区北幸 2-9-30横浜西口加藤ビル 5 F  | 大久保 恒 夫 |
| 株式会社カワシマゴールド     | 静岡県浜松市中区西丘町276-5                | 横 田 光 夫 |
| 有限会社イーエフ         | 埼玉県三郷市早稲田 1-18-23               | 鎌 田 理恵子 |
| 株式会社ワールド         | 東京都港区東新橋 1-9-2 汐留住友ビル19F        | 寺 井 秀 蔵 |
| 株式会社良品計画         | 東京都豊島区東池袋 4-26-3                | 松 井 忠 三 |

(3) 届出年月日

平成20年 2 月18日

2 市町村の意見

特になし

**茨城県告示第523号**

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「0.45%」を「0.50%」に改める。

別表 2 中「1.7%」を「1.6%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 3 月19日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

**茨城県告示第524号**

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第45号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、茨城県林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公表する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県林業労働力の確保の促進に関する基本計画

**1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項****(1) 林業を取り巻く情勢**

本県の森林面積は18万 8 千haで、その内、民有林が76%、国有林が24%となっている。また、人工林の齢級別分布は、36年生（8 齢級）以上が約 7 割を占め、資源が充実し、伐期に近づきつつある。

林野率は30.8%と全国平均を大きく下回るが、県北部の阿武隈山系、八溝山地に属する山地地帯では古くからスギ、ヒノキの育林経営が展開され、資源の成熟度、生産活動などにおいて本県を代表する林業地を形成している。

一方、県中央部から南西部にかけては広く平地林が分布し、かつては農用林として重要な役割を果たしてきたが、近年はシイタケホダ場、耕地防風林としてその一部が利用されているほか、首都圏の拡大による都市化の進展に伴って、生活環境保全林としての機能が重視されるようになってきている。

県内の木材需要量は、昭和54年の107万 9 千 $\text{m}^3$ をピークに減少傾向をたどり平成17年には36万 4 千 $\text{m}^3$ とピーク時のほぼ1/3となっているものの、その内、木材需給状況は県産材44%、他県材21%、外材35%となっており、県産材の供給率が高くなっている。近年、つくばエクスプレス、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備などに伴う産業、住宅開発と人口の増加などにより新たな木材需要が生じている。また、県内、及び隣接県における大手製材工場の進出や規模拡大により、国産材を大量に消費する計画があり、今後ますます県産材需要が高まっていくと予想される。

一方、林業生産活動は、国内林業を取り巻く経営環境の悪化などから減少傾向にあり、素材生産量は昭和40年代はじめの65万 $\text{m}^3$ をピークに減少をつづけ、平成17年で20万 $\text{m}^3$ とピーク時のほぼ1/3の水準である。

また、森林整備を担う林業就業者の減少・高齢化が進展する中、不在村者所有森林の増加など森林の整備水準の低下が危惧される現状にある。

このような中、地球温暖化防止に果たす森林の役割が国際的に認められたのをはじめ、森林の持つ公益的機能の高度発揮がますます求められるようになり、間伐等適切な森林整備の推進が求められている。



このため、本県においては、緑の循環システムによる森林・林業・木材産業の活性化を目指した「茨城県森林・林業振興計画」を策定し、林業生産基盤の整備、計画的な森林施業や木材利活用の推進及び平地林・里山林の保全などを進め、林業・木材産業の振興を図るとともに、林業事業体の体質強化や新規参入者への教育と就労支援の充実、新しい技術に対応できる林業従事者の育成・支援などを図り、林業担い手の育成・確保に努めることとしている。

## (2) 事業主の現状

2005年農林業センサスによると本県の保有山林規模が1ha以上である林家数は15,685戸を数えるが、その80.2%は保有山林5ha以下の小規模な林家である。また、林業を営む林業経営体（保有山林面積が3ha以上（育林又は伐採を適切に実施するものに限る）又は、委託を受けて育林・素材生産を行うもの、立木を購入して素材生産を行うもの）は、2,367経営体であり、このうち、家族経営が2,223経営体（94%）を占めるなど、きわめて零細な形態のもとにある。このような零細な形態を反映して、家族経営を行う2,223経営体の主業構成をみると、恒常勤務が49%、農業等林業以外の自営業が33%であり、林業を主業とする家族経営体は僅か1.7%を占めるに過ぎない。

林業経営体の生産活動についてみると、2,367経営体のうち1年間に主伐を実施した経営体は2%、植林をした経営体は9%、間伐を実施した経営体は40%、下刈り等保育を実施した経営体は54%と育林活動が中心となっている。その作業実施形態では、実施面積のうち植林の16%、主伐の71%、間伐の39%、下刈り等保育の23%は委託・請負によって行っている。植林や下刈りなどの作業は、なお自家労働力および直接雇用による労働が主体を占めているが、林業に従事する家族世帯員の減少や中山間地域の林業労働力の減少・高齢化とともに森林組合などへの委託・請負化の進展が予想される。

一方、委託を受けて林家など森林所有者の造林を担う造林業者数は41業者で、経営形態別には、森林組合7、各種団体・組合1、会社5、個人21、その他7経営体である。このうち造林のみを行う業者は24で他は同時に素材生産を行っている。

また、素材生産業者は47業者で、経営形態別には、森林組合6、会社10、個人18、その他13経営体であり、このうち素材生産のみを行う業者は30、造林も行う業者は17である。業者数では、個人の占める比率がきわめて高いが、厳しい経営環境のもとで生産性の向上、省力化などを図り、年間素材生産量が約10,000m<sup>3</sup>を超える林業事業体もみられるなど逐次、森林組合、会社などの組織化された事業体のウエイトが高まる傾向にある。しかし、生産性の向上及び省力化に不可欠である高性能林業機械の導入状況を見ると、ハーベスタ5台、プロセッサ6台、スキッダ7台、タワーヤーダ8台、フォワーダ46台とフォワーダ以外はまだ十分に普及していないのが現状である。

このように、林業経営体における就業者の高齢化、後継者難が進展するなかで、森林作業は、なお零細な経営規模の造林・素材生産業者によって担われているのが現状であり、機械化の促進、森林組合の広域合併、個人の協業化・組織化などによる経営基盤の強化が今後の課題である。

## (3) 林業労働者の雇用管理の現状

上記のように、本県民有林における林業労働力の雇用主体は造林・素材生産業者としての森林組合、会社、個人である。林業における作業の季節性、保有構造の零細性による間断的な作業形態などの制約のもとで、通年雇用者は少なく、また賃金の支払い形態も出来高制をとっている業者が多く、林業労働者の就労形態は不安定な状況におかれている。県内森林組合における就労日数別の作業班員数についてみると、総数117名のうち年間就労日数210日以上作業班員は45名と40%に満たない状況にある。

また、森林組合、会社などに雇用されている林業労働者の社会保険などへの加入状況についても、労災保険を除いて雇用保険17.1%、健康保険34.2%、厚生年金31.6%と加入率はきわめて低く、他産業に比べ就労条件は低

位にとどまっている。

林業労働力の減少・高齢化が進展するなかで若年労働者を確保するためには、通年雇用、週休制など他産業並みの就業条件の整備が急がれる現状にある。このため、本県では平成6年度から、森林整備担い手対策事業により森林組合作業班員の社会保険の加入促進を図るための助成を行ってきているところであるが、同時に雇用主体である事業体の経営体質の強化を進めることが必要である。

#### (4) 林業労働力の動向

本県における林業就業者数は、総数596人である（平成17年国勢調査）。このうち、自営業主170人、家族従業員70人、雇用労働者341人、その他15人で、就業者の大半は雇用労働力である。林業就業者の年齢階構成では50歳以上が362人と60.7%（60歳以上が204人、34.2%）を占め、30歳未満は55名と9.2%を占めるに過ぎない。

また、就業者全体では平成2年から平成17年までの15年間に於いて46%の減少をみており、本県においても林業労働力の減少・高齢化は著しく進展してきている。

このような労働力状況のなかで、今後、森林管理及び伐採・造林・保育作業の中核的な担い手として期待されている森林組合作業班についても高齢化が著しく進んでおり、平成17年度末で作業班員数117名のうち50歳以上が92名と78.6%（60歳以上が58人、49.6%）を占めている。近年、国で実施している緑の雇用担い手対策事業等の取り組みにより、新規就業者は増加傾向にあるが、依然として林業就業者の減少・高齢化には歯止めがかかっていない。このため、新規学卒者など、より若年者層の参入のための取組と条件整備を行うとともに、今後退職を迎える高齢労働者が有する優れた技能・技術の継承が必要とされる現状にある。

### 2 林業労働力の確保の促進に関する方針

本県は、全国的に国内木材市場への外材攻勢が進展するなかで、なお県産材が優位を占めている県のひとつである。今後、県内森林資源の成熟化とともに、木材供給余力は一段と高まりをみせることが予想される。また、間伐等が行われず、荒廃した森林が増加しており、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、適切な森林の管理を推進していく必要がある。

このような中、「茨城県森林・林業振興計画」では、素材生産量は平成15年の19万 m<sup>3</sup>から平成22年には30万 m<sup>3</sup>へと約1.5倍の増加を、間伐面積は平成15年度の1,202haから平成22年には2,110haへと約1.8倍の増加を目標としており、この計画を実現し、機能豊かな森林の造成及び県産材時代をより確実なものにしていくには、森林の育成・生産を担う林業労働力の安定的な確保が必要とされる。

しかしながら、林業労働力の現状からすれば、そのひっ迫が予想されるため、国で実施している緑の雇用担い手対策事業等の活用や茨城県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）等で実施している各種研修による若年層の新規参入促進と基幹的な林業就業者の確保・育成を図るとともに、通年勤務の促進や作業の効率化による現存労働力の最大限の活用、及び農閑期の農業従事者やボランティア等による林業労働力の補完など、総合的な対策を講じることにより、必要となる林業労働力の確保を図るものとする。

また、雇用母体である事業体における雇用者の通年化・雇用関係の明確化など就労の安定化、機械化などによる労働環境の改善、他産業並みの就労条件の整備など雇用管理の改善を促進するとともに、事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入など事業の合理化による経営体質の強化に対する取組を促進する必要がある。

このため、雇用母体である林業事業体の労働力の安定的確保に対する各種の取組を支援するため、林業の低コスト化への支援や路網の整備など必要な施策を展開するとともに、支援センターを中心として、事業体における雇用管理の改善及び事業の合理化など林業関係者の総意を結集しうる支援体制を整備することとする。

また、高性能林業機械による作業技術の研修や高性能林業機械のレンタル・リースなどを通して、生産性の高い魅力ある林業を目指すことにより、新たな就業者の確保を促進する。

### 3 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促

## 進するための措置に関する事項

## (1) 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化の実施に関する目標

## ア 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化のため、雇い入れ時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇用通知書の交付に努めるよう普及啓発を促進する。特に森林組合作業班員の雇用契約関係を明確にする。

## イ 雇用の安定化

就労の広域化、素材生産と造林の組合せなど各種作業の組合せによる通年化等、雇用の安定化を図る。

## ウ 労働条件の改善

森林組合の広域合併など事業体の経営基盤の強化を通じて賃金支払形態の改善、労働時間の短縮、週休2日制、有給休暇制度の取得促進等を推進する。

また、安全管理体制の整備を促進するとともに、高性能林業機械の導入、安全な現場づくりなど快適な職場環境の形成を促進する。

## エ 社会労働保険等の適用促進

雇用保険、退職金共済、労働保険等社会保険への加入促進が図られるよう制度の普及啓発を促進する。

## オ 福利厚生の実施

従業員宿舍、休憩・便益施設の整備や定期健康診断の実施等、林業労働者の福利厚生の充実を促進する。

## カ 募集・採用の改善

これまで事業主が個別的に実施してきた新規参入者の募集を、支援センターと協力し事業主間の連携強化を図り、計画的な募集・採用を推進する。

また、採用に当たっての雇用関係の明確化を併せて促進する。

## キ 低コスト作業システムの導入と機械化の促進

八溝多賀流域及び水戸那珂流域の山地地帯では路網の整備及びプロセッサとフォワーダを組み合わせた高性能林業機械による低コスト作業システムの導入を推進し、この作業システムを導入した現場では、生産性を10.0m<sup>3</sup>/人日に引き上げることを当面の目標とする。また、県の平均素材生産性を3.4m<sup>3</sup>/人日から5.0m<sup>3</sup>/人日に引き上げることを目標とする。さらに、高性能林業機械のレンタル・リースの活用促進を図る。

## ク 基幹的林業労働者の育成

高性能林業機械による作業の導入・普及、複層林等森林施業の多様化、森林空間利用など林業技術の高度化と、多様化に対応する基幹的な林業労働者を養成することとし、支援センター等での多様な林業技術者養成研修を実施する。

## ケ 事業量の確保

施業の集約化による事業規模の拡大、及び森林所有者へ必要経費、収入見込額等を含んだ施業提案を提示し、施業を働きかける提案型施業による施業受託の促進、不在村者所有森林の施業受託などにより、事業量の安定的確保を図る。

## (2) 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化の実施を図るために講じようとする施策

## ア 雇用管理者の選任や雇用管理に関する文書交付の普及を図るとともに、支援センターが行う雇用管理者研修の受講を推進する。

## イ 雇用改善の推進を図るためモデル事務所を選定し、林業雇用改善アドバイザー等による重点的指導を実施する。

ウ 社会保険等の加入促進を図るため、「茨城県森林整備担い手対策基金」を通じ、事業主に対して掛金を助成する。

エ 新規参入の促進や労働環境改善のため、雇用管理者が中心となり、福利厚生の実施を図る。

オ 雇用情報体制の整備を図るとともに、県立高等学校卒業生等の林業事業体への就業を確保するため、事業主の共同企業説明会の開催や林業体験の場を設定し、林業や森林管理業務への就業を普及啓発する。

カ 高性能林業機械の導入を促進するため、国の交付金の活用、林業・木材産業改善資金の融資枠の拡大を図る。また、高性能林業機械の導入に必要となる林道・作業道等の基盤整備を推進することとし、平成22年度における路網密度24.7m/haをその整備目標とする。

さらに、高性能林業機械のレンタル・リース制度の充実及び活用を図るとともに、オペレーターの養成を促進する。

キ 基幹的な林業労働者を養成するため、高性能林業機械作業の導入・普及、複層林等の森林施業、森林空間利用等に対応できる多様な研修の実施を促進する。

ク 林業労働の一翼を担う女性従事者の職域拡大と職場環境改善を促進する。

ケ 事業量の安定的確保を図るための提案型施業による施業の集約化、事業の広域化、経営の多角化等を図るほか、茨城県森林組合連合会等を通じて、不在村森林所有者等に対する森林施業の長期委託等に関する普及啓発活動を実施する。

#### 4 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

##### (1) 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する目標

ア 自らの労働により森林施業を行う林家の後継者にあつては、計画的かつ効率的な森林施業を可能とする施業計画を作成し、自らが所有する森林の管理を行うのに必要とする知識・技術を習得する。

イ 林業就業希望者にあつては、効率的な森林施業を行うのに必要とする知識、技術を習得し、また、支援センター等において必要な雇用情報を入手する。

##### (2) 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化を図るために講じようとする施策

ア 自らの労働により森林施業を行う林家の後継者にあつては、森林施業に関する技術・技能等を習得するための研修を実施するとともに、その受講に必要とする資金等については林業就業促進資金等を活用する。

イ 林業就業希望者にあつては、アと同様の措置に加え、支援センター等における雇用情報の提供や委託募集を実施する。

#### 5 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

##### (1) 林業労働力確保支援センターの指定、業務運営等

本県においては、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく支援措置を一体的、総合的に実施するため、同法第11条の規定に基づき、(社)茨城県林業協会を「茨城県林業労働力確保支援センター」として指定し、以下の業務を実施するものとする。

##### ア 林業労働者の募集に対する支援

林業労働者の募集を行う認定事業主からの依頼を受け、共同説明会の開催など、求職者との出会いをコーディネートする。

##### イ 林業就業促進資金の貸付け

認定事業主等への新規就業を促進するため、新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主に対して、研修、移転等の就業準備に要する資金として林業就業促進資金の貸付けを行う。

##### ウ 林業就業者に対する研修

基幹的な林業作業者の養成を図るため、専門的知識及び技能を習得するための研修を実施する。



エ 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助

林業労働力の確保を促進するため、雇用に関する情報の提供、雇用管理の改善に関する相談指導その他の援助を行うとともに、事業の実施に関する情報その他事業の合理化に資する情報の提供その他の援助を行う。

オ 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動

林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を実施するに当たり必要とする調査研究及び活動を行う。

カ その他林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務

(2) 林業事業体改善計画の認定

支援センターの事業を中心とした支援施策は、本基本計画の示された目標に向けて、経営基盤の強化による事業の合理化及び雇用管理の改善に取り組む意欲と能力のある事業体を対象とすることにより効果が発揮される。

このため、事業主が作成した「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下「林業事業体改善計画」という。）が、本基本計画に照らし適正であると判断される場合には、県は林業事業体改善計画を認定し、認定を受けた事業主を「認定事業主」とする。

また、「林業事業体改善計画」とは別に、複数の認定事業主と支援センターとの共同の改善計画を作成し、県がこれを認定した場合、支援センターは、認定事業主に対して、林業就業促進資金の貸付、林業労働者の委託募集等の支授措置を講じるものとする。

(3) 林業関係者、市町村等の理解と協力

茨城県森林組合連合会、茨城県木材協同組合連合会等の林業団体と支援センターは一致協力し、事業主が雇用管理の改善と事業の合理化を促進するよう、各々の構成員を指導する。

市町村においても森林整備の促進や地域振興を図る観点等から林業労働力の確保及び支援センターの事業の実施に協力する。

6 計画の効力

本基本計画は、平成20年 4 月 1 日から効力を発するものとする。

茨城県告示第525号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿嶋市大字青塚字峰658の 2 , 658の 5

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第526号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定に

より告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿嶋市大字青塚字峰716の 1
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 茨城県告示第527号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿嶋市大字青塚字峰716の 3
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 茨城県告示第528号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和39年 1 月22日茨城県告示第79号（城里町に係るものに限り）、昭和40年 7 月 8 日茨城県告示第812号（北茨城市に係るものに限り）、昭和40年 8 月 6 日農林省告示第854号（北茨城市及び高萩市に係るものに限り）、昭和41年 2 月23日農林省告示第225号（茨城町に係るものに限り）、昭和41年 3 月 7 日茨城県告示第243号（茨城町に係るものに限り）、昭和44年 3 月31日農林省告示第396号（高萩市に係るものに限り）、昭和44年 8 月27日農林省告示第1272号、昭和46年 3 月26日農林省告示第605号（北茨城市及び高萩市に係るものに限り）、昭和50年 9 月16日農林省告示第909号、昭和50年12月 6 日農林省告示第1127号、昭和51年12月11日農林省告示第1209号（高萩市に係るものに限り）、昭和56年 7 月25日農林水産省告示第1121号、昭和56年 9 月28日茨城県告示第1415号（北茨城市に係るものに限り）、昭和57年 1 月22日農林水産省告示第132号、昭和57年 2 月15日農林水産省告示第305号、昭和57年12月27日農林水産省告示第2104号、昭和59年 2 月 6 日農林水産省告示第347号（笠間市に係るものに限り）、昭和61年 4 月26日農林水産省告示第635号、昭和61年 7 月21日農林水産省告示第1121号、平成 5 年 3 月11日茨城県告示第289号、平成 5 年 9 月 2 日農林水産省告示第1056号（北茨城市及び高萩市に係るものに限り）

るものに限る), 平成 6 年 3 月 14 日茨城県告示第 359 号, 平成 6 年 4 月 13 日農林水産省告示第 714 号, 平成 6 年 9 月 19 日茨城県告示第 1053 号, 平成 6 年 12 月 22 日茨城県告示第 1345 号, 平成 7 年 3 月 8 日農林水産省告示第 344 号, 平成 9 年 8 月 20 日農林水産省告示第 1309 号, 平成 10 年 1 月 14 日農林水産省告示第 65 号, 平成 10 年 8 月 11 日農林水産省告示第 1175 号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

笠間市池野辺字坪2285番1から2285番4まで, 2293番, 2990番1から2990番6まで, 字朝房2691番1, 2691番3から2691番5まで, 2699番1, 2699番2, 字高峠前2263番1, 2270番1から2270番6まで, 字老ノ作入2294番2, 2294番3, 2295番, 笠間字城山616番1, 上加賀田字下ヶ鳥1355番から1357番まで, 1358番1, 1358番2, 1359番1から1359番3まで, 1363番, 1364番, 1366番1, 1366番2, 1367番1から1367番4まで, 1369番, 1764番, 1765番, 大郷戸字アツキ入1164番から1167番まで, 字入山1146番, 1146番1から1146番5まで, 1146番16, 1146番18から1146番57まで, 11146番60から1146番90まで, 1146番92, 1146番93, 1191番, 1191番1, 1191番2, 字裏山1150番2, 字梶山992番, 1138番, 1140番, 1141番, 1141番2, 1141番3, 字三本櫓1203番1, 字砂峯1148番, 字長澤1200番, 1202番, 字中峯1147番, 1147番2から1147番6まで, 字入前25番, 132番, 133番, 字茗荷沢1142番, 1142番3, 本戸字上楽入1088番から1091番まで, 字立石52番1から52番3まで, 53番1から53番4まで, 53番7, 53番8, 53番10, 53番14から53番16まで, 字月抜沢54番1, 55番1, 55番2, 56番1, 56番2, 57番から61番まで, 62番1, 62番2, 63番から68番まで, 字長沢3770番, 3771番, 字長沢入3764番, 3765番, 3766番1, 字藤掛入1092番, 1093番, 1095番から1097番まで, 1100番, 1101番1, 1101番2, 字ホウキ松5490番, 5493番イ, 5493番ナ, 5493番ニ・ワ合併, 5493番1から5493番15まで, 5493番17, 字ヨサクラ2274番

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は, 定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

笠間市稲田字稲田沢1062番, 1143番, 1145番, 1158番, 1159番2, 1160番, 1209番13, 1209番17, 1209番18, 1209番24から1209番26まで, 1209番47, 4417番, 4418番2, 4422番1, 4422番2, 4425番, 4426番, 4428番, 4505番, 4506番, 4507番1, 4507番2, 4511番, 字川東2509番2, 2766番4, 2767番2, 2768番, 2775番, 2781番, 2782番, 2783番, 2787番, 2793番, 2796番, 2797番, 2801番1から2801番3まで, 2805番, 2806番1から2806番5まで, 2813番, 2814番, 字高坂2809番, 2853番, 2854番, 2867番, 字丸山2749番, 2750番, 2836番, 2837番, 2839番1, 2839番3, 2840番, 2841番, 字柳沢292番1, 292番9から292番12まで, 293番, 295

番から299番まで、306番、311番、上加賀田字御殿2091番、字沢口1772番1から1772番3まで、1778番1から1778番3まで、2076番、2077番2、2077番5、2078番、2080番1から2080番3まで、2080番5、2080番6、2081番1、2082番から2084番まで、2085番イ、2085番ロ、2085番ハ、2085番ニ、2085番ホ、2085番ヘ、2085番ト、2086番イ、2086番ロ、2087番、2088番2、2088番3、2134番、2135番、2140番、2141番、2144番イ、2144番ロ、2144番ハ、2144番ニ、2145番、2147番、2148番、北吉原字岩ノ内334番1から334番3まで、346番1、346番2、346番8、346番9、359番9、359番11、来栖字ザク沢2669番、2669番1から2669番11まで、2669番13、2669番15から2669番21まで、2669番23から2669番38まで、2669番40から2669番47まで、2670番から2675番まで、2676番1から2676番4まで、字三水川2621番1から2621番4まで、大郷戸字アツキ入1166番、1167番、字入前132番、179番1から179番4まで、180番、181番、182番2、183番2、184番1、184番2、字大滝1234番から1238番まで、字切度谷1220番1、1220番2、字鋤柄1215番、1216番、1217番1、1217番2、1218番1から1218番4まで、1219番、1223番、1224番1、1224番2、1225番1から1225番4まで、字櫻木下297番1、297番2、字新田入1170番6から1170番8まで、1176番、1177番、字関場1226番1から1226番7まで、1227番1、1227番2、字三島1168番、字小滝1242番、1243番、字立石1077番1から1077番3まで、1078番、字天井ヶ入1230番、字長沢1183番1、1183番2、字宮前708番、709番、709番2、字折松1208番1、1208番3から1208番8まで、1209番、1211番、字三本栖1204番5から1204番10まで、南吉原字滝沢997番1から997番8まで、998番、1002番1、1002番3、稲田字柳沢321番1から321番3まで、322番から324番まで、336番、336番1、344番2、344番3、344番5、344番12、344番13、344番17、344番27、上加賀田字御殿2151番1、2151番2、2151番4、2152番から2154番まで、2155番1、2155番2、2156番11、2157番、2158番、本戸字地獄窪2775番から2778番まで、2787番、2789番、2790番、字唐桶5860番1から5860番3まで、字古坪5876番、5878番1から5878番4まで、字赤坂2891番1、2891番2、2893番1、2893番2、2894番、2898番、字入山3724番、字笠椎2912番、2915番、2915番1、字グミノ木窪3723番、3734番、3757番1から3757番3まで、字グルメキ5374番2、5374番4、5374番5、字コブタ山5222番1、字地獄窪2799番、2826番1から2826番3まで、2827番、字尻無峯2854番、字滝沢2942番、字チャクゴケ3913番から3916番まで、字長沢入3769番、字不動入2885番、2886番1から2886番3まで、2923番1、2923番2、字不動坂2924番、字古畑3728番、3729番、字細谷5062番、字前山2880番から2884番まで、2887番から2889番まで、2890番1、2890番2、2899番、2900番、2905番、2910番、2911番、2943番、字松峯2828番、字一ヶ谷5135番チ

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢口2085番イ、2088番2、字ザク沢2669番、2669番37、2669番38、字大滝1234番、1236番、1237番、1238番、字切度谷1220番1、1220番2、字柳沢324番、344番3、344番5、344番12、344番27、字御殿2155番1、2156番11、字折松1208番4、1211番、字三本栖1204番6、字地獄窪2787番、字唐桶5860番2、5860番3、字古坪5878番1から5878番4まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種



次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

笠間市稲田字川西2195番 1, 2195番 4, 北吉原字尚塚原321番 5, 321番 7, 321番10, 321番13, 321番17から321番19まで, 321番25から321番28まで, 本戸字合柄773番 1 から773番 3 まで, 字石田後112番 1 から112番 4 まで, 113番, 字裏山1010番, 1016番, 字勝落窪3664番, 字さまた3931番, 字屋敷裏998番, 1000番 1, 1000番 2, 字和坂3656番, 南吉原字大池477番 3 から477番 5 まで, 字千佛塚651番 1 から651番 3 まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

笠間市池野辺字駒切616番, 625番, 634番 1, 634番 2, 657番

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

笠間市来栖字谷津2695番, 稲田字柳沢539番 2

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 茨城県告示第529号

平成 2 年 6 月 6 日で計画を確定した県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）については、平成19年 5 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第530号

平成 2 年 6 月 6 日で計画を確定した県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）については、平成20年 2 月26日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第531号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、日立市折笠土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 事業計画を変更する組合

|           |                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------|
| 組 合 の 名 称 | 日立市折笠土地区画整理組合                                        |
| 事務所の所在地   | 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号 日立市役所内                           |
| 事業施行期間    | 自 平成 5 年 3 月 4 日<br>至 平成20年 3 月31日                   |
| 施行地区      | 日立市折笠町字七長田，字赤坂，字遠下，字大作，字高野内，字上新簾の各一部<br>日立市折笠町一丁目の一部 |
| 設立認可の年月日  | 平成 5 年 3 月 4 日                                       |

##### 2 公告すべき変更の内容

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 事業施行期間 | 自 平成 5 年 3 月 4 日<br>至 平成21年 3 月31日 |
|--------|------------------------------------|

##### 3 変更認可の年月日

平成20年 3 月26日

#### 茨城県告示第532号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 指定取消年月日

平成20年 3 月21日

## 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

猿島郡境町2179

五十嵐 よしい

## 茨城県告示第533号

平成20年 2 月 6 日付け稲土改指令第 8 号をもって認可した団体営土地改良事業大輪地区（全換地区）の換地計画の更正については、蔵後余郷土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県稲敷土地改良事務所長 清 田 俊 昭

(公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第 1 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第 1 項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

| 氏 名     | 連 絡 先      |
|---------|------------|
| 浅 野 茂   | 水戸警察署生活安全課 |
| 有 川 秀 男 | 水戸警察署生活安全課 |
| 石 川 敬 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 植 木 登久子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 大 川 哲   | 水戸警察署生活安全課 |
| 大 森 ますみ | 水戸警察署生活安全課 |
| 栗 原 武 敏 | 水戸警察署生活安全課 |
| 黒 澤 毅 一 | 水戸警察署生活安全課 |
| 黒 澤 哲 夫 | 水戸警察署生活安全課 |
| 黒 澤 秀 昭 | 水戸警察署生活安全課 |
| 小 林 一 郎 | 水戸警察署生活安全課 |
| 小 林 令 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 高 野 俊 幸 | 水戸警察署生活安全課 |
| 八 木 幸 男 | 水戸警察署生活安全課 |
| 吉 野 由 昭 | 水戸警察署生活安全課 |
| 大 滝 龍 夫 | 水戸警察署生活安全課 |
| 川 上 敏 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 小松崎 清 寿 | 水戸警察署生活安全課 |
| 鈴 木 照 子 | 水戸警察署生活安全課 |
| 塙 万 治   | 水戸警察署生活安全課 |

| 氏 名     | 連 絡 先             |
|---------|-------------------|
| 吉 田 卓 史 | 水戸警察署生活安全課        |
| 片 岡 章   | 笠間警察署生活安全課        |
| 関 美 江   | 笠間警察署生活安全課        |
| 木 村 アヤ子 | 笠間警察署生活安全課        |
| 森 田 勝 一 | 笠間警察署生活安全課        |
| 盛 田 守   | 笠間警察署生活安全課        |
| 新 関 賢 治 | ひたちなか東警察署刑事・生活安全課 |
| 海 野 泰 司 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 加 藤 友 也 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 権 瓶 宏   | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 西 野 知 行 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 尾 崎 嗣 朗 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 後 藤 のりこ | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 堀 内 登志子 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 松 本 正 雄 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 三 浦 みち子 | ひたちなか西警察署生活安全課    |
| 加 藤 正 毅 | 那珂警察署生活安全課        |
| 清 水 正 亜 | 那珂警察署生活安全課        |
| 伊 村 和 子 | 太田警察署刑事・生活安全課     |
| 小 蘭 修   | 太田警察署刑事・生活安全課     |
| 田 尻 求 士 | 太田警察署刑事・生活安全課     |
| 石 井 良 二 | 大子警察署刑事・生活安全課     |
| 久保田 央   | 大子警察署刑事・生活安全課     |
| 石 井 紘 子 | 日立警察署生活安全課        |
| 岩 間 宏 井 | 日立警察署生活安全課        |
| 大 江 日出雄 | 日立警察署生活安全課        |
| 大 場 進 一 | 日立警察署生活安全課        |
| 大 村 晴 美 | 日立警察署生活安全課        |
| 小 野 裕 二 | 日立警察署生活安全課        |
| 日 下 房 子 | 日立警察署生活安全課        |
| 小 島 みどり | 日立警察署生活安全課        |
| 小 林 敬 造 | 日立警察署生活安全課        |
| 佐 藤 恭 子 | 日立警察署生活安全課        |
| 白 土 照 男 | 日立警察署生活安全課        |
| 須 郷 昭   | 日立警察署生活安全課        |
| 鈴 木 茂 弘 | 日立警察署生活安全課        |
| 高 原 玲 子 | 日立警察署生活安全課        |
| 中 村 昭 良 | 日立警察署生活安全課        |

| 氏 名     | 連 絡 先       |
|---------|-------------|
| 保 科 光 義 | 日立警察署生活安全課  |
| 三 浦 美和子 | 日立警察署生活安全課  |
| 皆 川 光 代 | 日立警察署生活安全課  |
| 吉 澤 孝 夫 | 日立警察署生活安全課  |
| 高 野 英 雄 | 高萩警察署生活安全課  |
| 堀 田 キミ子 | 高萩警察署生活安全課  |
| 小 堀 孝 雄 | 高萩警察署生活安全課  |
| 小 松 昭 平 | 高萩警察署生活安全課  |
| 細 金 裕   | 高萩警察署生活安全課  |
| 大 川 久 子 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 小 沼 和 則 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 橋 本 喜 美 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 加 藤 静 雄 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 作 田 正 彦 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 長谷川 博 之 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 吉 原 光 子 | 鹿嶋警察署生活安全課  |
| 深 澤 政 司 | 行方警察署生活安全課  |
| 岡 部 弘   | 行方警察署生活安全課  |
| 南 部 節 子 | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 野 村 悦 伸 | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 山 崎 満   | 竜ヶ崎警察署生活安全課 |
| 板 倉 香   | 牛久警察署生活安全課  |
| 小 竹 伸 子 | 牛久警察署生活安全課  |
| 中 島 安 男 | 牛久警察署生活安全課  |
| 櫻 井 庄 一 | 稲敷警察署生活安全課  |
| 柳 町 久 夫 | 稲敷警察署生活安全課  |
| 井 深 はるよ | 土浦警察署生活安全課  |
| 岩 瀬 広 司 | 土浦警察署生活安全課  |
| 木 村 好 枝 | 土浦警察署生活安全課  |
| 栗 山 義 美 | 土浦警察署生活安全課  |
| 佐 野 道 夫 | 土浦警察署生活安全課  |
| 鈴 木 幸 子 | 土浦警察署生活安全課  |
| 竹 内 信 夫 | 土浦警察署生活安全課  |
| 谷田部 正 孝 | 土浦警察署生活安全課  |
| 横 山 和 裕 | 土浦警察署生活安全課  |
| 土 屋 雄   | 土浦警察署生活安全課  |
| 岩 田 忠   | 石岡警察署生活安全課  |
| 中 島 三枝子 | 石岡警察署生活安全課  |

| 氏 名     | 連 絡 先           |
|---------|-----------------|
| 植 田 昌 孝 | 石岡警察署生活安全課      |
| 栗 原 利 一 | 石岡警察署生活安全課      |
| 中 根 良 巳 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 成 島 俊 策 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 成 島 信 之 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 根 本 健 一 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 宮 本 孝 男 | つくば中央警察署生活安全課   |
| 木 田 和 雄 | つくば北警察署刑事・生活安全課 |
| 小 林 正 氣 | つくば北警察署刑事・生活安全課 |
| 稲 見 信 夫 | 筑西警察署生活安全課      |
| 岩 岡 靖 夫 | 筑西警察署生活安全課      |
| 浦 井 裕 章 | 筑西警察署生活安全課      |
| 大 森 一 夫 | 筑西警察署生活安全課      |
| 森 寛 昭   | 筑西警察署生活安全課      |
| 又 村 元 彦 | 桜川警察署刑事・生活安全課   |
| 中 田 トミ子 | 結城警察署生活安全課      |
| 諸 泰 行   | 結城警察署生活安全課      |
| 稲 葉 克 徳 | 常総警察署生活安全課      |
| 栗 原 亨   | 常総警察署生活安全課      |
| 初 沢 政 美 | 常総警察署生活安全課      |
| 石 塚 久 子 | 古河警察署生活安全課      |
| 江 連 和 彦 | 古河警察署生活安全課      |
| 須 田 昭 二 | 古河警察署生活安全課      |
| 関 口 勝 美 | 古河警察署生活安全課      |
| 千 野 廣太郎 | 古河警察署生活安全課      |
| 永 岡 勇   | 古河警察署生活安全課      |
| 前 田 勝之進 | 古河警察署生活安全課      |
| 石 塚 憲   | 境警察署生活安全課       |
| 中 川 祐 一 | 境警察署生活安全課       |
| 中 村 洋 一 | 境警察署生活安全課       |
| 川 井 雅 明 | 取手警察署生活安全課      |
| 鳥 羽 光 江 | 取手警察署生活安全課      |
| 中 川 富 男 | 取手警察署生活安全課      |
| 間根山 圭 一 | 取手警察署生活安全課      |
| 浦 和 美代子 | 取手警察署生活安全課      |
| 又 耒 成 人 | 取手警察署生活安全課      |
| 糟 谷 かつみ | 取手警察署生活安全課      |
| 杉 山 正 一 | 取手警察署生活安全課      |

## 公 告

### ●平成20年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施するので、茨城県調理師法施行細則（昭和37年茨城県規則第24号）第2条第1項の規定に基づき公示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 受験願書の配布場所

受験願書等は、平成20年 5 月12日（月曜日）から、保健所等一覧表（別表）に掲げるところにおいて配布する。

なお、受験願書等の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「調理師試験受験願書希望」と朱書し、140円切手を貼りあて先を明記した返信用封筒（角型 2 号 [縦33cm×横24cm程度]）を同封し、別表の保健所等へ請求すること。

#### 2 受験願書の受付日時及び受付場所

##### (1) 受験願書の受付日時

平成20年 7 月17日（木曜日）及び18日（金曜日）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

##### (2) 受付場所

県内各保健所

※ 受験願書及び添付書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

#### 3 試験日時

(1) 試験日 平成20年 8 月26日（火曜日）

(2) 試験会場への集合時間 午前 9 時15分

(3) 試験時間 午前10時から正午までの 2 時間

#### 4 試験会場

次の 2 会場とする。

|   | 試 験 会 場         | 所 在 地         |
|---|-----------------|---------------|
| 1 | 常磐大学人間科学部棟 5 号館 | 水戸市見和 1－430－1 |
| 2 | 茨城県立土浦第二高等学校    | 土浦市立田町 9－6    |

#### 5 試験会場区分

受験願書を提出する際に、希望する試験会場を申請するものとする。

なお、受験願書提出後の試験会場の変更は認めない。

※ 試験会場には使用できる駐車場はないので、一般公共交通機関を利用すること。

#### 6 受験資格

##### (1) 学歴

次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者、又は調理師法施行規則



(昭和33年厚生省令第46号) 付則第3項に定めるところによりこれらの者と同等以上の学歴があると認められる者

(2) 職歴

(1)の学歴を有する者で、次の施設又は営業で調理の業務に従事した期間が、調理業務従事証明書(茨城県調理師法施行細則様式第2号)の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与する施設(ただし、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設に限る。)

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第14号に規定する魚介類販売業又は同条第32号に規定するそうざい製造業

※ ただし、以下の場合は、調理の業務に従事したこととは認めない。

ア 高校生(夜間課程及び通信課程を除く。)でアルバイトしている(していた)場合

イ 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理の実務に従事しない場合(ウェ이터やウェイトレス、皿洗いなど。)

ウ パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合

ただし、週4日以上かつ1日6時間以上飲食物の調理業務に従事している場合は職歴と認める。

エ ケーキ・デザート類及びパン製造(調理パン等は除く。)のみの業務に従事している場合

オ 栄養士、保育士、看護師、看護助手、ホームヘルパー等の職種として採用され、調理業務に従事している場合

7 試験科目及び出題数

|           |    |           |     |
|-----------|----|-----------|-----|
| (1) 食文化概論 | 5問 | (5) 食品学   | 7問  |
| (2) 衛生法規  | 5問 | (6) 食品衛生学 | 12問 |
| (3) 公衆衛生学 | 8問 | (7) 調理理論  | 15問 |
| (4) 栄養学   | 8問 | 合 計       | 60問 |

8 提出書類等

|                                                                                                                         |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 受験願書(茨城県調理師法施行細則様式第1号)                                                                                              | 1部 |
| (2) 調理業務従事証明書(同細則様式第2号)                                                                                                 | 1部 |
| (3) 調理師試験合格通知作成用紙                                                                                                       | 1部 |
| (4) 中学校、高等学校(国立高専を含む。)、中等教育学校若しくは大学(短期大学を含む。)のいずれかの卒業証明書若しくは卒業証書の写し(写しの場合は、卒業証書の原本を持参すること。)(又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類) | 1部 |
| (5) 写真(縦5cm、横4cm、上半身正面向、脱帽、受験願書提出前6ヶ月以内に撮影したもの)                                                                         | 1枚 |
| (6) 受験手数料6,400円相当額の茨城県収入証紙                                                                                              |    |

※ 受験手数料は受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

9 合格発表

平成20年9月3日(水曜日)午前9時から次の各号に掲げる方法により発表する。なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

- (1) 茨城県庁行政棟2階保健福祉部掲示板及び各保健所に、合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 「いばらき食の安全情報Web Site」(URL=<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)により合格者の受験番号の情報提供を行う。
- (3) 合格者全員に合格通知書を送付する。

## 10 試験結果の開示

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第 1 号）第25条の規定に基づき、簡易の手続きにより開示を請求することができる。

なお、開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健福祉部生活衛生課に受験票を持参し、開示の請求をすること。また、電話、はがき等による開示の請求はできない。

| 開示する内容      | 開示の日時                | 開示の方法 |
|-------------|----------------------|-------|
| 科目別得点及び総合得点 | 合否発表の日から 1 カ月内の執務時間中 | 閲覧    |

## 11 その他

受験資格に偽りがあることが判明したときは、合格を取り消す。

## 12 この試験に関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室  
〒310-8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内  
電話 029 (301) 3424 FAX 029 (301) 0800  
URL <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>

(別表)

| 保健所                   | 住所                       | 電話番号                     |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 水戸保健所                 | 〒310-0852 水戸市笠原町993-2    | 029-243-9437<br>(ダイヤルイン) |
| ひたちなか保健所              | 〒312-0005 ひたちなか市新光町95    | 029-265-5645<br>(ダイヤルイン) |
| 常陸大宮保健所               | 〒319-2215 常陸大宮市姥賀町2978-1 | 0295-52-1157(代)          |
| 日立保健所                 | 〒317-0065 日立市助川町 2-6-15  | 0294-22-4190<br>(ダイヤルイン) |
| 鉾田保健所                 | 〒311-1517 鉾田市鉾田1367-3    | 0291-33-2158(代)          |
| 潮来保健所                 | 〒311-2422 潮来市大洲1446-1    | 0299-66-2116<br>(ダイヤルイン) |
| 竜ヶ崎保健所                | 〒301-0822 龍ヶ崎市2983-1     | 0297-62-2163<br>(ダイヤルイン) |
| 土浦保健所                 | 〒300-0812 土浦市下高津 2-7-46  | 029-821-5364<br>(ダイヤルイン) |
| つくば保健所                | 〒305-0035 つくば市松代 4-27    | 029-851-9287(代)          |
| 筑西保健所                 | 〒308-0021 筑西市甲114        | 0296-24-3911(代)          |
| 常総保健所                 | 〒303-0005 常総市水海道森下町4474  | 0297-22-1351(代)          |
| 古河保健所                 | 〒306-0005 古河市北町 6-22     | 0280-32-3021(代)          |
| 保健福祉部生活衛生課<br>食の安全対策室 | 〒310-8555 水戸市笠原町978-6    | 029-301-3424<br>(ダイヤルイン) |

※ ご不明な点がございましたら、「県内各保健所衛生課」又は「県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室」までお問い合わせください。

**●平成20年度製菓衛生師試験の実施**

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、茨城県製菓衛生師法施行細則（昭和42年茨城県規則第29号）第2条第1項の規定に基づき公示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 受験願書の配布場所**

受験願書等は、平成20年 5 月12日（月曜日）から、保健所等一覧表（別表）に掲げるところにおいて配布する。

なお、受験願書等の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書希望」と朱書し、140円切手を貼ってあて先を明記した返信用封筒（角型2号 [縦33cm×横24cm程度]）を同封し、別表の保健所等へ請求すること。

**2 受験願書の受付日時及び受付場所****(1) 受験願書の受付日時**

平成20年 7 月17日（木曜日）及び18日（金曜日）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

**(2) 受付場所**

県内各保健所

※ 受験願書及び添付書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

**3 受験日時**

(1) 試験日 平成20年 8 月26日（火曜日）

(2) 試験会場への集合時間 午前9時15分

(3) 試験時間 午前10時から正午までの2時間

**4 試験会場**

次の2会場とする。

|   | 試 験 会 場       | 所 在 地        |
|---|---------------|--------------|
| 1 | 常磐大学人間科学部棟5号館 | 水戸市見和1-430-1 |
| 2 | 茨城県立土浦第二高等学校  | 土浦市立田町9-6    |

**5 試験会場区分**

受験願書を提出する際に、希望する試験会場を申請するものとする。

なお、受験願書提出後の試験会場の変更は認めない。

※ 試験会場には使用できる駐車場はないので、一般公共交通機関を利用すること。

**6 受験資格**

受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校入学資格を有する者）であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、受験願書（茨城県製菓衛生師法施行細則様式第1号）の菓子製造業従事証明の証明日において2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 製菓衛生師法施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

※ ただし、以下の場合は、菓子製造の業務に従事したこととは認めない。

ア 高校生（夜間課程及び通信課程を除く。）でアルバイトしている（していた）場合

イ 専ら菓子の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造の実務に従事しない場合（ウェ이터やウェイトレス、皿洗いなど。）

ウ パート、アルバイト等で菓子製造の業務に従事している場合

ただし、週4日以上かつ1日6時間以上菓子製造の業務に従事している場合は職歴と認める。

※ 国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、前各号の規定の適用については、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

## 7 試験科目及び出題数

|               |     |
|---------------|-----|
| (1) 衛 生 法 規   | 6問  |
| (2) 公 衆 衛 生 学 | 9問  |
| (3) 食 品 学     | 6問  |
| (4) 食 品 衛 生 学 | 15問 |
| (5) 栄 養 学     | 6問  |
| (6) 製菓理論及び実技  | 18問 |
| 合 計           | 60問 |

※ 製菓理論及び実技については、製菓理論12問と製菓実技6問を出題し、製菓実技は「和菓子」、「洋菓子」、「製パン」の分野からいずれか1分野を選択して解答するものとする。

なお、同科目について、職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申し出により免除する。

## 8 提出書類等

- |                                                                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 受験願書（茨城県製菓衛生師法施行細則様式第1号）                                                                                          | 1部 |
| (2) 中学校、高等学校（国立高専を含む。）、中等教育学校若しくは大学（短期大学を含む。）のいずれかの卒業証明書若しくは卒業証書の写し（写しの場合は、卒業証書の原本を持参すること。）又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類 |    |
| ※ ただし、製菓衛生師法附則第2項に規定する受験資格の特例の適用を受ける者にあつては、菓子製造業に従事した期間の証明書を提出すること。                                                   |    |
| (3) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業者については、それを証明する書類                                                                           | 1部 |
| (4) 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（該当者のみ）                                                                                  | 1部 |
| (5) 写真（縦5cm、横4cm、上半身正面向、脱帽、受験願書提出前3ヶ月以内に撮影したもの）                                                                       | 1枚 |
| (6) 受験手数料 9,600円相当額の茨城県収入証紙                                                                                           |    |

※受験手数料は受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

## 9 合格発表

平成20年9月3日（水曜日）午前9時から、次の各号に掲げる方法により発表する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

- (1) 茨城県庁行政棟2階保健福祉部掲示板に合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 「いばらき食の安全情報Web Site」（URL=<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>）により合格者の受験番号の情報提供を行う。

(3) 合格者全員に合格証書を送付する。

#### 10 試験結果の開示

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第 1 号）第25条の規定に基づき、簡易の手続きにより開示を請求することができる。

なお、開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健福祉部生活衛生課に受験票を持参し、開示の請求をすること。また、電話、はがき等による開示の請求はできない。

| 開示する内容      | 開示の日時                | 開示の方法 |
|-------------|----------------------|-------|
| 科目別得点及び総合得点 | 合否発表の日から 1 カ月内の執務時間中 | 閲覧    |

#### 11 その他

受験資格に偽りがあることが判明したときは、合格を取り消す。

#### 12 この試験に関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室  
 〒310-8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内  
 電話 029 (301) 3424 FAX 029 (301) 0800  
 URL <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>

(別表)

| 保健所                   | 住所                         | 電話番号                     |
|-----------------------|----------------------------|--------------------------|
| 水戸保健所                 | 〒310-0852 水戸市笠原町993- 2     | 029-243-9437<br>(ダイヤルイン) |
| ひたちなか保健所              | 〒312-0005 ひたちなか市新光町95      | 029-265-5645<br>(ダイヤルイン) |
| 常陸大宮保健所               | 〒319-2215 常陸大宮市姥賀町2978- 1  | 0295-52-1157(代)          |
| 日立保健所                 | 〒317-0065 日立市助川町 2 - 6 -15 | 0294-22-4190<br>(ダイヤルイン) |
| 鉾田保健所                 | 〒311-1517 鉾田市鉾田1367- 3     | 0291-33-2158(代)          |
| 潮来保健所                 | 〒311-2422 潮来市大洲1446- 1     | 0299-66-2116<br>(ダイヤルイン) |
| 竜ヶ崎保健所                | 〒301-0822 龍ヶ崎市2983- 1      | 0297-62-2163<br>(ダイヤルイン) |
| 土浦保健所                 | 〒300-0812 土浦市下高津 2 - 7 -46 | 029-821-5364<br>(ダイヤルイン) |
| つくば保健所                | 〒305-0035 つくば市松代 4 -27     | 029-851-9287(代)          |
| 筑西保健所                 | 〒308-0021 筑西市甲114          | 0296-24-3911(代)          |
| 常総保健所                 | 〒303-0005 常総市水海道森下町4474    | 0297-22-1351(代)          |
| 古河保健所                 | 〒306-0005 古河市北町 6 -22      | 0280-32-3021(代)          |
| 保健福祉部生活衛生課<br>食の安全対策室 | 〒310-8555 水戸市笠原町978- 6     | 029-301-3424<br>(ダイヤルイン) |

※ ご不明な点がございましたら、「県内各保健所衛生課」又は「県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室」までお問

い合わせください。

#### ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営三美地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 縦覧に供する書類

県営三美地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）計画書の写し

##### 2 縦覧の期間

平成20年 4 月 4 日から平成20年 5 月 2 日まで

##### 3 縦覧の場所

茨城県常陸太田土地改良事務所

#### ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営三美地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 縦覧に供する書類

県営三美地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）計画書の写し

##### 2 縦覧の期間

平成20年 4 月 4 日から平成20年 5 月 2 日まで

##### 3 縦覧の場所

茨城県常陸太田土地改良事務所

#### ●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量 (基盤地図情報作成作業)
- 3 作業終了日 平成20年 3 月24日
- 4 作 業 地 域 水戸市

- ~~~~~
- 1 測 量 機 関 国土地理院
  - 2 作業の種類 基本測量 (基本重力測量)
  - 3 作業終了日 平成20年 3 月14日
  - 4 作 業 地 域 石岡市, つくば市
- ~~~~~

**●公共測量の終了**

測量法 (昭和24年法律第188号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので, 同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 神栖市
- 2 作業の種類 公共測量 ( 2 級基準点測量)
- 3 作業終了日 平成20年 3 月19日
- 4 作 業 地 域 神栖市波崎全域

- ~~~~~
- 1 測 量 機 関 坂東市
  - 2 作業の種類 公共測量 ( 1 / 2500 デジタルマッピング修正)
  - 3 作業終了日 平成20年 3 月19日
  - 4 作 業 地 域 坂東市大字岩井, 沓掛
- ~~~~~

- 1 測 量 機 関 利根町
  - 2 作業の種類 公共測量 ( デジタル航空写真撮影)
  - 3 作業終了日 平成20年 3 月22日
  - 4 作 業 地 域 利根町全域
- ~~~~~

**●新住宅市街地開発事業の工事完了の届出**

茨城県住宅供給公社から平成20年 3 月18日付けで水戸・勝田都市計画十万原新住宅市街地開発事業の工事完了の届出があったので, 新住宅市街地開発法 (昭和38年法律第134号) 第27条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類  
水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業
- 2 都市計画事業の名称



十万原新住宅市街地開発事業

3 施行者の名称

茨城県住宅供給公社

4 施行者

水戸市藤井町，藤が原 1 丁目，藤が原 2 丁目，藤が原 3 丁目及び東茨城郡城里町増井地内

5 施行面積

135.2ha

6 工事完了工区

18－10

7 工事完了面積

2,900m<sup>2</sup>

8 工事完了の期日

平成20年 3 月11日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市岡田町字樋口1724番 2

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字舟石川575番地102（プロシードパル102号室）

鈴 木 健一郎，鈴 木 麻衣子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字松山内2218番 4

2 事業主の住所及び氏名

日立市中成沢町2－4－1－504

石 野 宗 利、石 野 章 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市戸崎字松ノ口1244番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂市戸崎1420番地 2

戸崎コミュニティセンター建設推進委員会委員長 綿 引 嘉 道

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市久野町1510番、小坂町字えぼし畑3214番地 1，同番 2

2 事業主の住所及び氏名

牛久市南 1 丁目 3 番地 1

中 島 茂 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市高野字本宿5068番

- 2 事業主の住所及び氏名

守谷市本町167番地の 4 (サンライト守谷B-202)

鈴 木 貴 史

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字愛宕4326番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市手野町2020番地 1

藤 原 光 夫, 藤 原 美佐子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字城内872番 1, 同番 6

- 2 事業主の住所及び氏名

守谷市本町567番地

根 本 喜 恵

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字馬場1116番 2, 1117番 1, 同番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市筒戸1811番地 3

高 橋 健 次

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字内キ220番 8, 同番 4 の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町うずら野四丁目21番地 2 (パストラル宮岡第 2 - 203号)

佐 藤 吉 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市逆井字上新田3750番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市逆井3658番地 1

上新田コミュニティセンター建設委員長 鶴 巻 與 一

## ●物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条の規定に基づき、平成20年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成20年 4 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 業種区分及び調達する物品等又は特定役務の種類

競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、次のとおりとする。

## (1) 物品の製造の請負又は買入れ

- 01 印刷類：一般印刷，軽印刷，フォーム印刷，その他
- 02 文具・事務機器類：文具・事務機器，OA機器，用紙，その他
- 03 家具類：木製家具，スチール家具，室内装飾，その他
- 04 車両・船舶類：自動車，オートバイ・自転車，車両部品・用品，船舶，船具・漁具，その他
- 05 産業機器類：工作機器，農業機器，建設機器，その他
- 06 電気機器類：家電器具，電機設備，通信機器，視聴覚機器，その他
- 07 精密機器類：理化学機器，計測機器，医療機器，福祉機器，その他
- 08 雑機器類：消防機器，厨房機器，その他
- 09 薬品類：医薬品，衛生材料，化学・工業薬品，農業薬品，その他
- 10 燃料及び油脂製品類：石油，LPガス，高圧ガス，その他
- 11 建設用資材類：工事用資材，給排水設備用資材，電気工事用資材，その他
- 12 趣味・表彰用品類：カメラ，時計，記念品・バッチ，スポーツ用品，楽器，その他
- 13 繊維・日用品類：被服・繊維，寝具，皮革・ゴム製品，雑貨・金物，その他
- 14 その他：食品，広告・看板，標本・模型，保安用品，その他

## (2) 役務の提供

- 15 広告・出版・催物：広告代理，テレビ・ラジオ番組，映像ソフト，印刷物，催物，その他
- 16 建築物の管理(1)：建築物環境衛生維持管理，屋内清掃，屋外清掃，植栽管理，警備，その他
- 17 建築物の管理(2)：空調設備保守点検，消防・保安設備保守点検，浄化槽保守点検，その他
- 18 施設・設備等の保守管理：上水道処理施設維持管理，下水道処理施設維持管理，電気設備保守点検，通信設備保守点検，車両保守点検，その他
- 19 リース・レンタル：OA機器，各種機器，車両，その他
- 20 コンピュータ関連サービス：ハードウェア保守管理，システム開発，インターネット業務，データ処理，専門人材派遣，その他
- 21 運送：旅客業，貨物運送，その他
- 22 調査・測定・検査：自然環境，市場調査・計画策定，その他
- 23 廃棄物処理，衛生その他環境保護：廃棄物処理，廃棄物収集運搬，リサイクル，クリーニング，その他
- 24 その他：調理・給食，医療事務代行，旅行代理業，その他

## 2 申請の時期

随時受け付ける。

## 3 申請の方法

## (1) 申請書の入手方法

茨城県所定の「物品調達等競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、次に掲げる交付場所

において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、茨城県会計事務局会計第二課のホームページからダウンロードすることもできる。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/0902/0902n0010.htm>

(2) 申請書の提出方法

申請書に次に掲げる書類を添付して、上記に掲げる場所に持参又は郵送すること。若しくは、茨城県ホームページの「いばらき電子申請・届出システム」により申請のうえ、添付書類を郵送すること。

ア 県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がある場合に限る。）

イ 登記事項証明書（個人にあっては、市町村長の発行する身分証明書）

ウ 営業に関し許可、認可等を必要とするときは、これを受けたことを証明する書類

エ 前年度の財務諸表（個人にあっては、所得税申告決算書の写し）

オ ISO14001の認証を取得しているときは、当該認証の取得に係る登録証の写し（取得している場合に限る。）

カ 契約に関し、事業所に権限の委任がなされているときは、その旨を証する書類（茨城県内の事業所に入札又は契約に関する権限を委任する場合に限る。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

4 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項に規定する者

(2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者

(3) 営業に関し、法令の規定に基づき、官公署の許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者

(4) この要項に規定する申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(5) 県税を滞納している者

5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加できる者の資格審査は、次に掲げる事項を審査し、競争入札参加資格の有無及びその者の発注金額の標準となる審査数値を決定する。

(1) 経営規模

(2) 経営比率

(3) 売上高

(4) 営業年数

(5) 環境への配慮

6 資格審査結果の通知

「物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

資格決定の日から平成20年 9月30日までとする。

## 8 資格の更新手続

有資格者に対し、有効期間満了前に通知する。

---

**正 誤**

---

平成18年 2 月 2 日付け茨城県報第1744号付録中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     |
|-----|-------|
| 1   | 上から10 |

|   |        |         |        |         |
|---|--------|---------|--------|---------|
| 誤 | 発行月日   | 県報番号    | 発行月日   | 県報番号    |
|   | 1 . 12 | 号外 4    | 1 . 19 | 号外 6    |
|   | 〃      | 号外 4－2  | 1 . 21 | 号外 6－2  |
|   | 1 . 16 | 1 7 3 9 | 1 . 23 | 1 7 4 1 |
|   | 〃      | 号外 5    | 〃      | 号外 7    |
|   | 〃      | 号外 5－2  | 〃      | 号外 7－2  |
|   | 1 . 17 | 号外 5－3  | 1 . 24 | 号外 7－3  |
|   | 1 . 19 | 1 7 4 0 | 1 . 26 | 1 7 4 2 |
| 正 | 発行月日   | 県報番号    | 発行月日   | 県報番号    |
|   | 1 . 12 | 号外 4    | 1 . 19 | 号外 6    |
|   | 〃      | 号外 4－2  | 1 . 21 | 号外 6－2  |
|   | 1 . 16 | 1 7 3 9 | 1 . 23 | 1 7 4 1 |
|   | 〃      | 号外 5    | 〃      | 号外 7    |
|   | 1 . 17 | 号外 5－2  | 1 . 25 | 号外 7－2  |
|   | 〃      | 号外 5－3  | 1 . 24 | 号外 7－3  |
|   | 1 . 19 | 1 7 4 0 | 1 . 26 | 1 7 4 2 |

平成18年 3 月 2 日付け茨城県報第1752号付録中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤     |         | 正     |         |
|-----|-------|-------|---------|-------|---------|
| 1   | 上から10 | 発行月日  | 県報番号    | 発行月日  | 県報番号    |
|     |       | 2 . 1 | 号外12    | 2 . 1 | 号外12    |
|     |       | 2 . 2 | 1 7 4 4 | 2 . 2 | 1 7 4 4 |
|     |       | "     | 号外13    | "     | 号外13    |
|     |       | "     | 号外13－ 2 | 2 . 3 | 号外13－ 2 |
|     |       | 2 . 6 | 1 7 4 5 | 2 . 6 | 1 7 4 5 |
|     |       | "     | 号外14    | "     | 号外14    |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
 (休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310－8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)